

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（１２月２日現在）

【ポイント】

- １１月２８日、亜政府は、オミクロン株に対する水際対策の強化として、アフリカ大陸等からの入国に対する出入国措置を変更しました。
- 日本への全ての入国者（日本人を含む。）は、出国前７２時間以内の検査証明書を提出しなければなりません。また、入国時の検査が実施されます。
※所定の検査証明書フォーマットにスペイン語版が追加されています。
- 出国前検査証明書を提出できない方は、日本への上陸が認められません。また、出発国において、搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。
- 出国前７２時間以内の検査証明書は、CentraLabにて日本政府所定の内容が記載された検査証明（英語）の発行が可能です。
- 亜国内での新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、当館への来訪に際し、感染防止の観点から来訪者が窓口で密集することを避け、また迅速に対応させていただくため、事前に来館時間を当館と調整していただきますよう、ご協力をお願いします。

【本文】

１ アフリカ大陸等からの入国に対する出入国措置の変更

１１月２８日、亜政府は、行政決定１１６３／２０２１を発出し、オミクロン株に対する水際対策の強化の一環として、アフリカ大陸及び感染区域と認定した地域からの入国に対する出入国措置の変更について下記のとおり発表しました。

（１）アフリカ大陸、又は保健当局が感染区域と認定した区域に入国前１４日以内に滞在歴のある全ての者は、現行出入国条件（行政決定第９５１／２０２１及び同改定規定（１０月１日当館発出領事メール参照））及び以下の義務的衛生措置を遵守すること。

ア 移民局が要請する誓約書に、亜入国１４日以内に当局が感染区域と認定した区域に滞在歴があるかについて報告。

イ 亜入国１４日前にワクチン接種を完了し、移民局が要請する誓約書に明記。

ウ 搭乗前７２時間前に実施したＰＣＲ検査が陰性であること。

エ 亜入国時に抗原検査の実施。

オ 亜入国前の最初のPCR検査から10日後に再びPCR検査を実施し、陰性であれば義務的隔離措置の終了。

カ 当該入国者が非居住外国人の場合、上記条件に加え、新型コロナウイルスに対応する保険の所持を義務付け。

(2) 新たな変異株の確認を受けて、アフリカ大陸発の直行便による旅客の航空運輸業務の発行された認可及び許可の一時停止を継続する。

2 水際対策強化に係る新たな措置（厚生労働省発表）

(1) 引き続き、日本への全ての入国者（日本人を含む。）は、出国前72時間以内の検査証明書を提出しなければなりません。また、入国時の検査が実施されます。

(2) 上記、検査証明書を提出できない方は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。また、出発国において、搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。

なお詳細は、下記の厚生労働省サイトをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

3 日本政府所定の出国前検査証明書に対応可能な当地医療機関

出国前72時間以内の出国前検査証明書については、可能な限り、日本政府が求める所定の検査証明書フォーマットのご利用をお願いします。

同フォーマットの利用が出来ない場合は、日本政府が求める必要事項（下記詳細）が記載されていれば、いずれの医療機関で発行された証明書でも有効とされていますが、航空機搭乗時及び日本入国時に検査証明の内容を確認するための時間がかかることがあり得るほか、搭乗拒否や検疫法に基づき入国が認められないおそれがあることをあらかじめご理解願います。

なお、CentralLab で日本政府所定の検査証明書と同様の内容が記載された検査証明書（英語）の発行が可能であることを確認しております。受領後、必要情報が正しく記載されているかご確認をお願いします。

日本政府が求める所定の検査証明書フォーマットが多言語化され、スペイン語についても追加されていますので、下記リンクよりダウンロードの上、ご利用ください。

・厚労省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

・英語・スペイン語版 <https://www.mhlw.go.jp/content/000769787.pdf>

・日本語・英語版 <https://www.mhlw.go.jp/content/000769988.pdf>

4 当館領事班窓口にご来館の皆様へ（事前連絡についてのお願い）

アルゼンチン国内での新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、当館への来訪に際し、感染防止の観点から来訪者が窓口で密集することを避け、迅速に手続きをさせていただくため、事前に来館時間を当館と調整していただきますよう、ご協力お願いいたします。

なお、来館の事前連絡は当館領事班代表メール (conbsas@bn.mofa.go.jp) 又は当館領事班代表電話 (011-4318-8220) にて対応いたします。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>（了）